

選挙は、市長選挙、県議会選挙、衆議院選挙などさまざまなものがある。以下に示した選挙の通り、立候補者、または政党に投票するが、自分が感心のあることについて唱えている人や政党に投票をすればよい。どのようなことを掲げているかは、新聞(選挙の1～3日前に配達される新聞に掲載されることが多い)やHPなどで見ることができる。

栃木県在住の場合の主な選挙の種類

- 衆議院小選挙区選出議員選挙・・・5つの小選挙区に分かれ、1選挙区から1人の議員を選ぶ。
- 衆議院比例代表選出議員選挙・・・栃木県は北関東選挙区(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県で定数20人)。
- 参議院選挙区選出議員選挙・・・栃木県全体で一つの選挙区になり、定数は4人(3年ごとに2人ずつ改選)。
- 参議院比例代表選出議員選挙・・・全都道府県の区域を通じて選挙する(「選挙区」はない)。
- 県議会議員選挙・・・地区によって定員が決まっている。

宇都宮市 宇都宮市の区域 11 足利市 足利市の区域 5 栃木市 栃木市の区域 3 佐野市 佐野市の区域 2 鹿沼市 鹿沼市の区域 3 日光市・今市市 日光市と今市市の区域 2 小山市 小山市と野木町の区域 5 真岡市 真岡市と二宮町の区域 2 大田原市 大田原市の区域 1
 矢板市 矢板市の区域 1 黒磯市 黒磯市の区域 1 河内郡北部 上河内町と河内町の区域 1 河内郡南部 上三川町と南河内町の区域 1
 上都賀郡 上都賀郡の区域 1 芳賀郡 芳賀郡のうち二宮町を除く区域 2 下都賀郡北部 壬生町、石橋町、国分寺町、都賀町の区域 2
 下都賀郡南部 大平町、藤岡町、岩舟町の区域 2 塩谷郡 塩谷郡の区域 3 那須郡西部 西那須野町と塩原町の区域 1
 那須郡東部 那須郡のうち西那須野町と塩原町を除く区域 4 安蘇郡 安蘇郡の区域 1

計 54

衆議院小選挙区

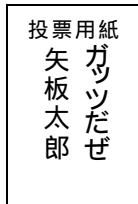


投票の方法

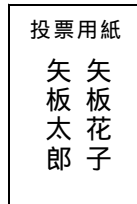
- 1) 住民登録してある市町村から投票に関する連絡票が届く。
(連絡表には、いつ、どこで投票するのか記載されている)
- 2) 連絡票を持参して、定められた投票所(近くの学校、公民館、市役所などが多い)に行く。
- 3) 係の指示に従って投票を行う。
 〔 入口で連絡票を渡し、投票用紙を受け取る。
 仕切りのある机の、備え付けの鉛筆で、投票用紙に記入する。
 (立候補者の一覧が仕切りに貼ってあるので、それを見ながら記入すればよい) 〕

記入の間違い例

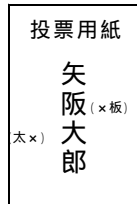
余計なことは書かない



所定の場所に一名記入



正確に記入する



Q1 選挙に関する問題 次の投票は有効()か、それとも無効(x)か？

- 1) 立候補者の名前が自分の持っている印鑑と同じだったので、投票用紙に記入する代わりに印鑑を押した。 ()
- 2) 投票用紙に小さく立候補者の名前を書いた。 ()
- 3) 立候補者の後援会長から、ぜひ投票して欲しいと言われたのだが、後援会長の名前を書いてしまった。 ()
- 4) 2名の立候補者は異なる名字だったので、名字だけ書いた。 ()
- 5) 投票所で記入するのが面倒なので、前もって自分で投票用紙を作り立候補者を記入したもので投票した。 ()